

第1章 計画策定の背景と趣旨

1. 計画策定の目的

近年、地球温暖化や天然資源の枯渇などの環境問題が深刻化するなか、循環型社会構築のための取組みの一つとして、3R（ごみの排出抑制、再使用、再生利用）に代表される廃棄物分野が果たすべき役割は大きいといえる。

このような状況において、国では廃棄物をめぐる様々な問題に対応するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）をはじめ「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という。）等の各種廃棄物関連法令の整備が進められている。また、奈良県では奈良県廃棄物処理計画（第5次計画）が策定され、廃棄物の減量や適正処理の推進が図られている。

三宅町（以下、「本町」という。）では、昭和47年、「天理市、月ヶ瀬村、都祁村、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約」締結し、一般廃棄物処理（ごみ）の中間処理及び最終処分を天理市環境クリーンセンターにて行ってきた。（※注）

本町が、ごみ処理を委託していた天理市環境クリーンセンターの老朽化が進んでいたことから、天理市より新施設建設の方針が示され、天理市環境クリーンセンター以外で処理をしていたその他周辺の市町村についても、既存施設の老朽化、ごみ量の減少が進んでいたことから、安定的なごみ処理の継続確保を目的に、広域処理を行う方針となった。平成27年8月に広域ごみ処理に参加する市町村の意思確認が行われ、本町、天理市、大和高田市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、広陵町、上牧町、河合町の10市町村（以下、「構成市町村」という。）を構成市町村として、平成28年4月に山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下、「広域組合」という。）が設立された。

また、ごみ排出者の抜本的な意識改革を図り、ごみ減量化及び資源化を促進させるため、平成10年7月に家庭系ごみの指定袋制による分別、平成19年10月から家庭系ごみ有料制を導入、令和7年4月には資源物の排出については指定袋制を廃止にし、資源での排出を促すなど、循環型社会の構築に向けて様々な施策を推進してきた。

こうした背景のもと、前計画の目標年度である令和7年度を迎え、これからのごみ処理のあり方について、広域組合でのごみ広域処理方針に沿った計画、中長期的な視点から問題点、課題等を体系的に明らかにし、廃棄物の減量化・資源化などの適正処理を推進するための計画として「三宅町一般廃棄物処理計画」（令和8年度～令和17年度）を策定するものとする。

（※注） 月ヶ瀬村、都祁村は平成17年に奈良市と市町村合併し脱退。

(参考) 本町における一般廃棄物（ごみ）処理の変遷

年号	内容・記事
昭和47年	天理市、月ヶ瀬村、都祁村、山添村、川西町、三宅町及び田原本町による広域ごみ処理開始 収集運搬を業者委託、処理は天理市に委託
昭和52年	天理市環境クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）竣工
昭和57年	天理市環境クリーンセンター（ごみ焼却処理施設）竣工
平成4年	集団回収（三宅町再生資源回収団体助成金）実施
平成7年	収集運搬を直営にて実施
平成10年	家庭系ごみの指定袋制による分別開始（7月から）
平成19年	家庭系ごみ有料制を導入（10月から）
平成20年	粗大ごみ有料制を導入
平成27年	本町、天理市、大和高田市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、広陵町、上牧町、河合町の10市町村がごみ広域処理の意思確認を行う（8月）
平成28年	本町、天理市、大和高田市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、広陵町、上牧町、河合町の10市町村で構成される 山辺・県北西部広域環境衛生組合が設立（4月）
平成29年	祝日のごみ収集を開始 安心・見守り収集（高齢者等を対象した戸別収集）を開始（10月から）
平成30年	粗大ごみ収集を「リクエスト収集」方式に変更、「スプレー缶」・「有害ごみ」・「小型家電」・「雑がみ」の分別収集開始（4月から）
令和7年	天理市環境クリーンセンターへのごみ搬入を終了 やまとecoクリーンセンター（新焼却施設） （エネルギー回収型廃棄物処理施設）竣工 やまとecoリサイクルセンター（新粗大・リサイクル施設） （マテリアルリサイクル推進施設）竣工 資源物の指定袋制を廃止（4月から）

2. 計画の位置付け

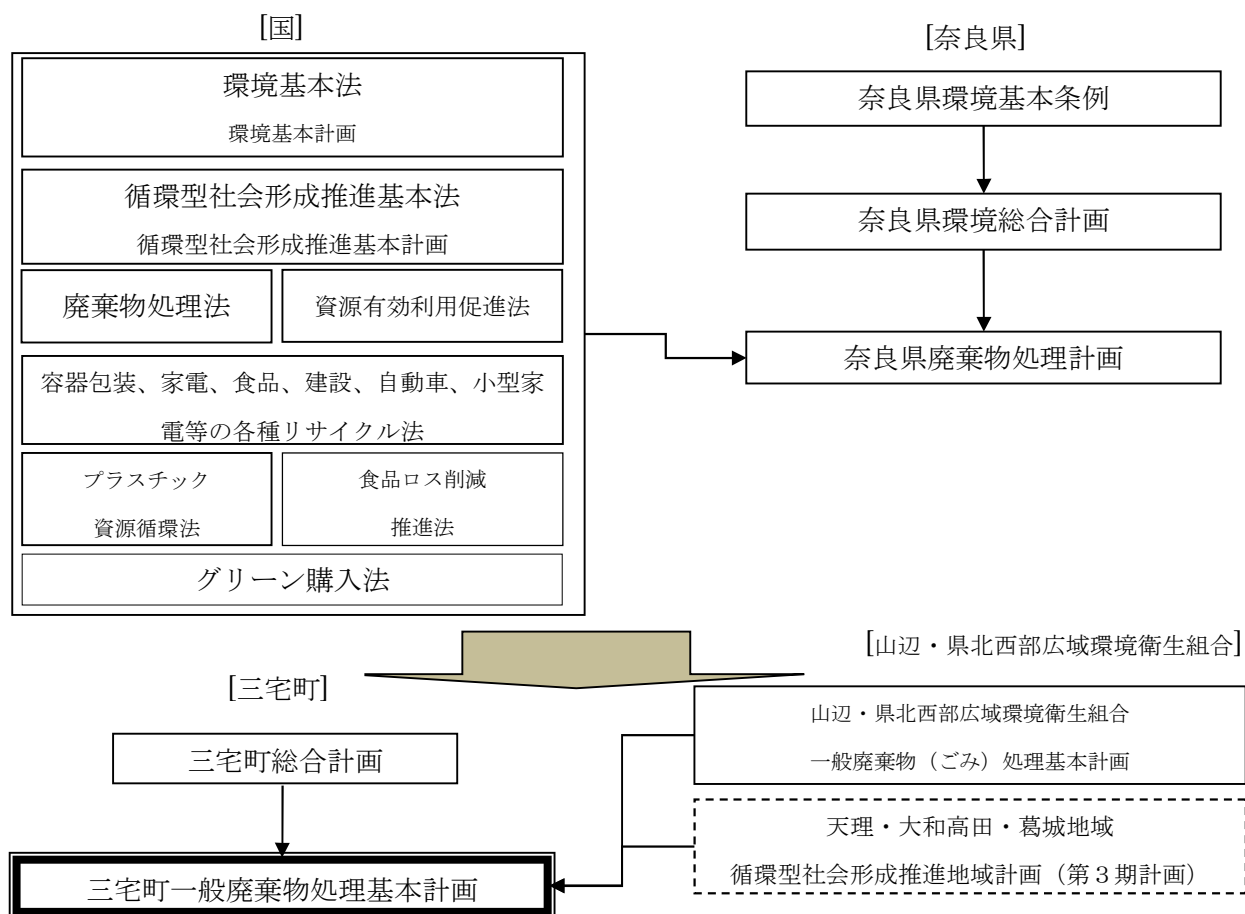
「廃棄物処理法」第6条第1項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされている。

ごみ処理基本計画では、同法第6条第2項に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

- i ごみの発生量及び処理量の見込み
- ii ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
- iii 分別して収集するものとしたごみの種類及び分類の区分
- iv ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- v ごみ処理施設の整備に関する事項

計画策定にあたっては、**図1-1**に示す国や奈良県が定める総合計画や環境関連の計画等を踏まえ、上位計画である「三宅町総合計画」に掲げる「環境と調和した暮らしを推進する」におけるごみ処理行政分野の具体的計画を定めるものである。

【図1-1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ】



3. 計画の範囲及び目標年度

(1) 計画対象区域

計画対象区域は、本町の行政区域全域とする。

(2) 計画の範囲

計画の範囲は、計画対象区域で発生する一般廃棄物の排出抑制を含め、分別排出から収集・運搬、中間処理、最終処分までとする。

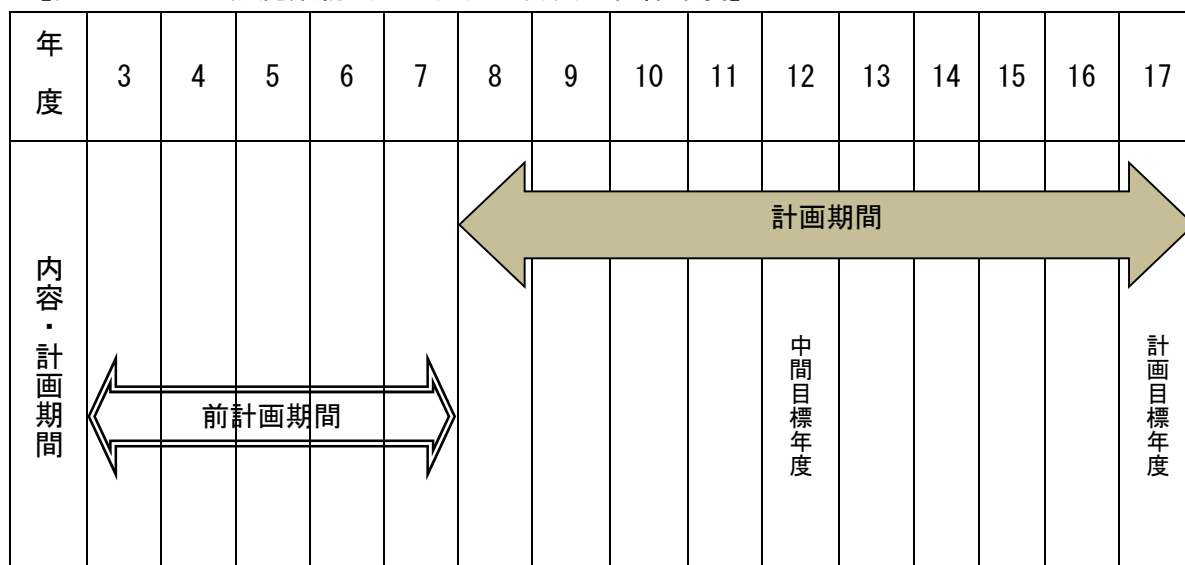
また、計画対象廃棄物は、本町全域から排出される一般廃棄物のほか、資源分別回収や不法投棄されたごみについても必要に応じて対象とする。

(3) 計画目標年度

ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月環境省通知）において、ごみ処理基本計画の目標年度は、概ね計画策定時より10～15年程度とされている。よって、本計画の目標年度は計画初年度を令和8年度、計画期間を令和17年度までの10年間とする。また、中間目標年度について5年後の令和12年度とする。

なお、本計画は概ね5年ごとに見直すことを基本とし、社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも必要に応じ見直しを行うものとする。（図1-2参照）

【図1-2 一般廃棄物（ごみ）処理計画の目標年度】

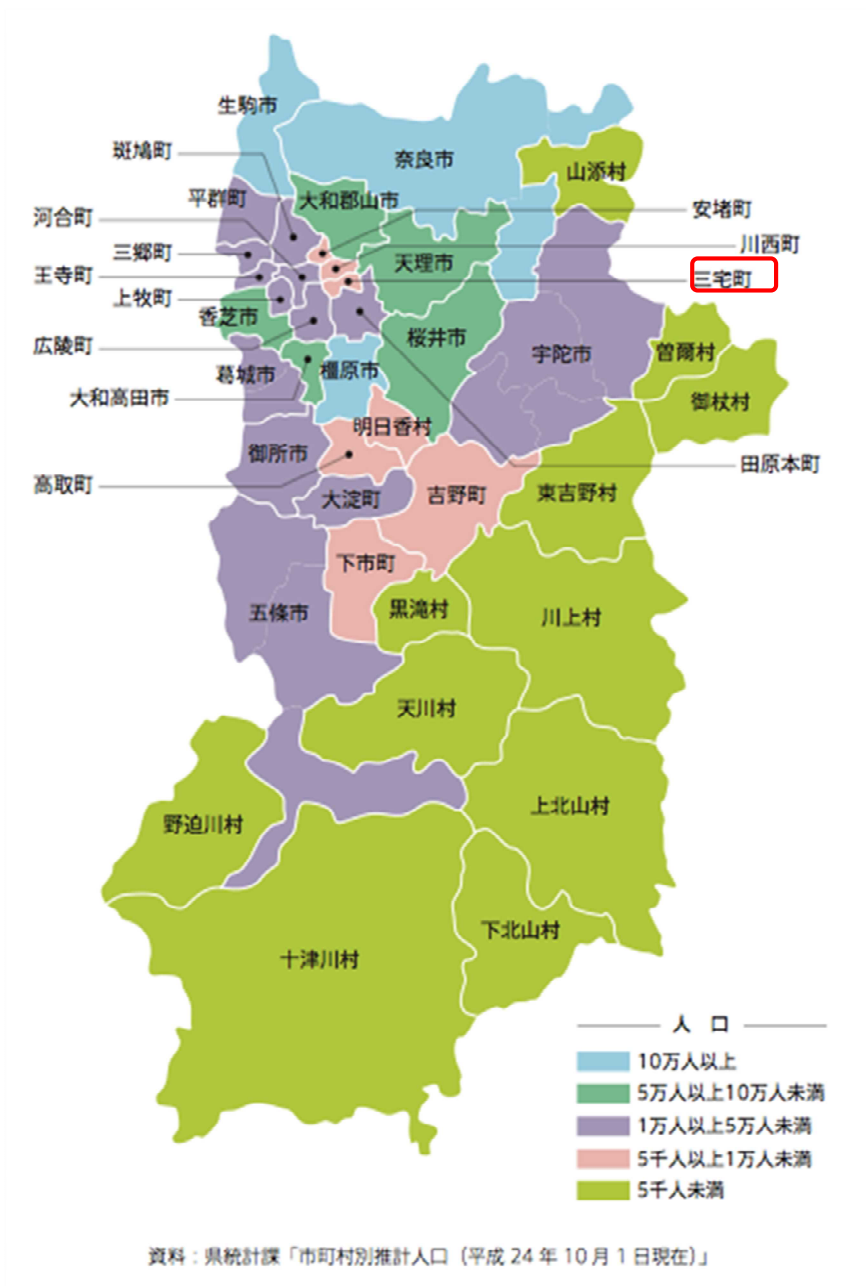


第2章 地域特性の把握

1. 自然環境

(1) 位置

本町は、奈良盆地のほぼ中央に位置し、大阪都市圏から30^{km}圏に位置している。周囲は北を川西町、西を河合町及び広陵町、東を天理市及び田原本町、南を田原本町及び広陵町に隣接している。



(2) 気候他

気候は概ね温暖であるが、盆地特有の夏は暑く、冬は寒い内陸性気候の特徴を有する。

また、面積は4.06平方km、東西約3.4km・南北約2.0kmで、標高40m程度の平坦な地形となっている。

2. 都市形態の動向

(1) 都市計画

本町の都市計画状況を表2-1に示す。

用途地域のうち最も多くの面積を占めているのは、第一種住居地域の134.77haとなっている。

【表2-1 都市計画状況】

区 分	面 積(ha)		
		構成比	
都市計画区域	406	100%	
	市街化区域	154.2	38%
	市街化調整区域	251.8	62%
用途地域	第一種低層住居専用地域	10.1	7%
	第一種住居地域	134.8	87%
	準工業地域	9.3	6%

(2) 交通

本町の道路網は、奈良県道として3路線が通じており、南部を東西に地方主要道桜井田原本王寺線、中央部を南北に一般県道結崎田原本線、西部を南北に一般県道大和郡山広陵線となっている。

また、平成27年3月28日には、京奈和自動車道大和御所道路一般部が開通し、三宅インターチェンジが供用され、本町の交通事情は大きく変化している。

また、鉄道においては、近畿日本鉄道橿原線（石見駅）・同田原本線（但馬駅）の2路線2駅である。現在バス路線はない。

3. 人口動態

本町においては、7ヶ大字・10自治会であり、総人口（令和7年10月1日現在：住民基本台帳）は6,371人（男3,059人・女3,312人）で、世帯数は3,067世帯となっている。

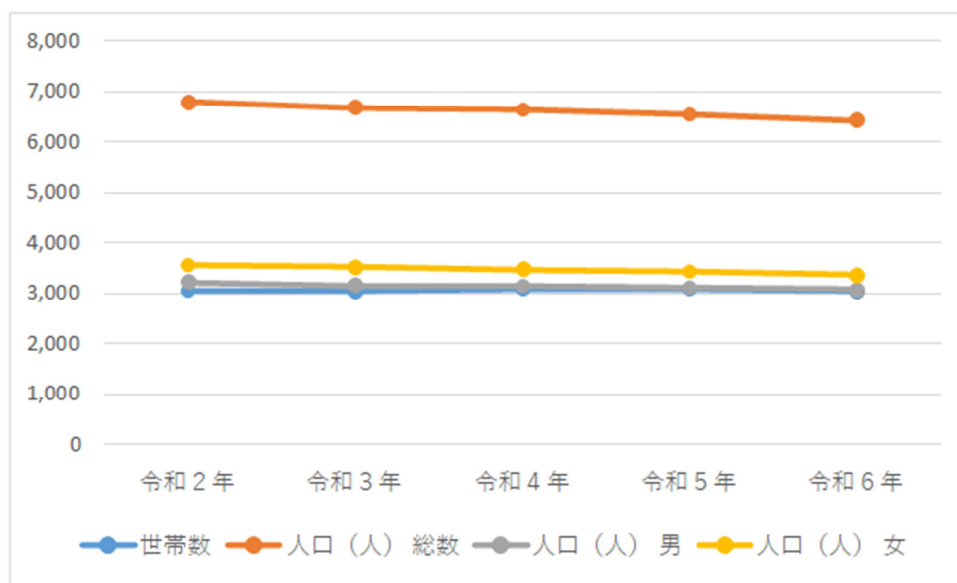
詳細については、表2-3・2-4に示す。

【表2-3 人口及び世帯数の推移】

	世帯数	人口(人)			世帯構成人員 (人/世帯)
		総数	男	女	
令和2年	3,059	6,782	3,223	3,559	2.22
令和3年	3,047	6,682	3,159	3,523	2.19
令和4年	3,076	6,627	3,150	3,477	2.15
令和5年	3,076	6,548	3,112	3,436	2.13
令和6年	3,058	6,428	3,074	3,354	2.10

資料：三宅町住民福祉課「人口統計」

【表2-4 人口及び世帯数の推移】



4. 産業の動向

本町の産業別事業所数及び従業者数を表2-6・2-7に示す。

【表2-6 産業別（大分類）就業者数】

産業分類		平成22年	平成27年	令和2年
総人口		7,441	7,097	6,782
就業人口		3,124	3,025	2,836
業次第一	総数	48	64	62
	比率	1.5%	2.1%	2.2%
	農林漁業	48	64	62
第二次産業	総数	969	886	832
	比率	31.0%	29.3%	29.3%
	鉱業	—	—	—
	建設業	200	199	186
	製造業	769	687	646
第三次産業	総数	1,962	1,963	1,927
	比率	62.8%	64.9%	67.9%
	電気・ガス・熱供給・水道業	19	12	18
	運輸・通信業	250	264	262
	卸売・小売業	489	481	440
	金融・保険業	66	49	49
	不動産業	38	56	45
	サービス業	954	975	1,002
	公務	146	126	111
分類不能の産業		145	112	15

資料：国勢調査

【表2-7 産業別事業所数及び従業者数】

産業分類		平成26年		平成28年		令和3年	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
業次第一	総数	0	0	0	0	1	6
	比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.4%
	農林漁業	0	0	0	0	1	6
第二次産業	総数	94	813	81	735	71	765
	比率	39.3%	47.7%	38.2%	43.3%	36.0%	48.1%
	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設業	26	81	21	67	18	67
	製造業	68	732	60	668	53	698
第三次産業	総数	145	890	131	962	125	820
	比率	60.7%	52.3%	61.8%	56.7%	63.5%	51.5%
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	5	1	5	1	5
	情報通信業	—	—	—	—	—	—
	運輸業	13	121	11	122	11	139
	卸売・小売業	46	181	41	179	37	144
	金融・保険業	1	1	1	1	2	11
	不動産業	16	30	14	25	15	25
	学術研究・専門技術サービス業	2	7	1	7	2	8
	飲食店・宿泊業	6	18	6	18	3	15
	生活関連サービス・娯楽業	12	41	12	36	10	20
	医療・福祉	18	182	17	272	13	117
	教育・学習支援業	9	97	8	90	10	115
	複合サービス業	3	18	3	17	2	9
	サービス業(他に分類されないもの)	16	92	14	93	16	110
公務	2	97	2	97	3	102	
合計		239	1,703	212	1,697	197	1,591

資料：経済センサス

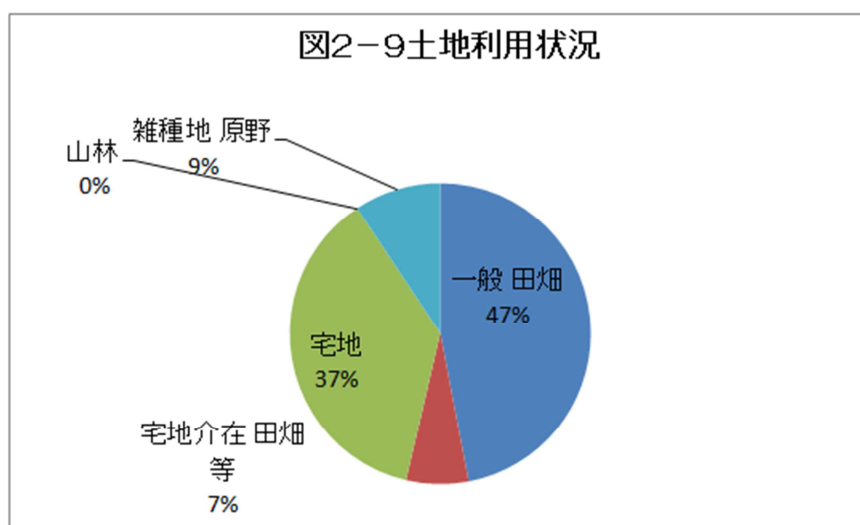
5. 土地利用状況

本町の土地利用状況を表2-8・2-9のとおり示す。土地利用状況で最も多くの面積を占めるものが、一般田畑1,250,749㎡となっている。

【表2-8土地利用状況】

区分	総計	一般田畑	宅地介在田畑等	宅地	山林	雑種地原野
面積(㎡)	2,661,932	1,250,749	177,789	984,955	0	248,439
構成比		47%	7%	37%	0%	9%

資料：令和7年度概要調書



6. 関連計画

(1) 奈良県廃棄物処理計画（第5次計画）

①計画の位置付け

・3R（リデュース、リユース、リサイクル）をはじめ循環型社会形成を推進するため、県民、NPO、事業者、行政等の各主体が中長期的に取り組む基本的な方向を示すものとして「奈良県廃棄物処理計画」を策定している。

・廃棄物処理法第5条の5に基づき策定する計画であり、「奈良県環境総合計画」を上位計画とし、前計画の進捗状況、及び県内市町村の一般廃棄物処理計画等を踏まえ策定した計画である。

②計画の期間

令和5年度～令和9年度までの5年間 ※前計画：平成30年度～令和4年度

③基本目標

未来に生きる「ごみゼロ奈良県」の実現

奈良県は、我が国を代表する歴史文化遺産や豊かな自然環境に恵まれている。私たちは、これらの貴重な財産を守り、活かしながら、次の世代に引き継いでいかなければなりません。そのためにも、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される持続可能な社会、いわゆる「循環型社会」の構築を目指すことが必要である。

「循環型社会」を指向することは、地域の生活環境だけでなく、景観や地球温暖化対策、生物多様性の保全などさまざまな環境課題に貢献できるものであり、奈良県環境総合計画の重点プロジェクトである「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとなることから、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」の促進を図る。

また、これまでに県と市町村が連携して進めてきた各種取組を継続・発展させながら、奈良県の地域特性に適した3R（リデュース、リユース、リサイクル）等を促進することにより、さらなる「ごみの減量化」に向けて県民をはじめ多様な主体による積極的な実践活動の普及・拡大を図る。

これらの取組により、「きれいに暮らす奈良県スタイル」の構築に資するとともに、それらを未来に継承していくことを目指し、前計画に引き続き「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」を基本目標とする。

④一般廃棄物に係る数値目標

1) 最終処分目標値（令和9年度）

最終処分量43千トン／年 最終処分率11.0%

2) 排出抑制目標値（令和9年度）

排出量391千トン／年 一人1日当たり821g

3) 再生利用の目標値（令和9年度）

再生利用率19.3% 再生利用量75千トン／年

⑤施策・事業の体系

1) 廃棄物の排出抑制の促進

- i 「ごみゼロ生活」の推進
- ii 技術・研究開発の促進（排出抑制）
- iii 事業者の自主的取組みの促進（排出抑制）
- iv ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進

2) 廃棄物の循環的利用の促進

- i 各種リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の促進
- ii バイオマス（家畜ふん尿・下水汚泥等）による再利用・多様なエネルギー源の研究
- iii 廃棄物利用の再製品化・流通促進
- iv 技術・研究開発の促進（再生利用）
- v 行政によるプラスチックごみ再生利用の促進

3) 廃棄物の適正処理の推進

- i 排出事業者責任の徹底
- ii 優良処理業者の育成
- iii 産業廃棄物処理施設周辺の環境保全
- iv 有害廃棄物の適正処理の推進
- v ごみ処理施設の安定的確保
- vi し尿等の処理対策の推進
- vii 廃棄物施設における脱炭素化の推進

4) 廃棄物の不法投棄・不適切処理の撲滅

- i 県民総監視ネットワークの推進
- ii 悪質事案対策の強化
- iii 使用済家電等の不適正処理対策の推進
- iv 県民参加型の環境美化運動の促進
- v 不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進

5) 災害廃棄物処理対策の推進

- i 災害廃棄物処理の相互支援体制の整備
- ii 県災害廃棄物処理計画に基づく教育・訓練
- iii 災害廃棄物処理計画の策定促進

- 6) 県・市町村の連携・協働推進
 - i 災害廃棄物処理対策の推進
 - ii 安定的な一般廃棄物処理の継続支援
 - iii 廃棄物の減量化・再生利用の推進
 - iv 不法投棄・使用済家電等対策の強化

⑥計画の推進

基本目標「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』」を実現するためには一人ひとりが、自らの日常生活や事業活動を再点検し、廃棄物の排出抑制や再使用、資源の循環利用を進め、環境への負荷ができる限り低減されるライフスタイルや事業活動に転換していくことが重要。

そのため、県民、地域団体・NPO、事業者、行政等が、相互に連携、協働するパートナーシップを構築しながら、それぞれの責務や役割を認識し、主体的かつ積極的に行動を起こしていくことが必要。

- 県は市町村及び関係団体等に、市町村は地域住民に、関係団体は関係事業者に対する計画及び進捗状況の周知及び取組の推進をする。
- 県内の廃棄物処理状況や国施策の動向等を把握し、計画目標達成のための適切な施策、事業の実施及び見直す。
- 市町村、関係機関等との情報共有のため、奈良県循環型社会推進協議会や「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進協議会等の計画機会を活用し、広く県民への情報提供を行う。

(2) 山辺・県北西部広域環境衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

「山辺・県北西部広域環境衛生組合同規約（平成28年2月25日奈良県指令市町村第1040号）」に基づき、本町は一般廃棄物を広域処理をしている。

山辺・県北西部広域環境衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成28年12月）において本町も計画対象区域として含まれている。

(3) 天理・大和高田・葛城地域循環型社会形成推進地域計画（第3期計画）

令和8年2月に本町、天理市、大和高田市、葛城市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、広陵町、上牧町、河合町、広域組合、まほろば環境衛生組合において、循環型社会形成推進地域計画を策定している。

(4) 三宅町総合計画

①計画策定の背景と趣旨

本町では、平成23年度を初年度とする第3次基本構想において、「～万葉の花、あざさが咲き誇る～人と自然と歴史を育みきらめくまちみやけ」をめざすべき将来像に掲げ、平成32年度を目標年度として、その実現に向けたまちづくりに取り組んできた。この間、人口減少社会のさらなる進行、経済成長の鈍化、各地で発生する大規模災害など、社会経済を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、複雑多様化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりが求められている。国においては、平成23年5月に地方自治法が改正され、市町村への基本構想策定の義務付けが撤廃された。そのため、それぞれの自治体において総合計画のあり方（位置付け、役割）を自ら設定し、推進することが必要となっている。また、本町においては、平成27年9月に奈良県と協定した「まちづくりに関する包括協定」、今後奈良県とともに進めてゆく「工業ゾーン創出プロジェクト」等の取り組みにより、土地利用の考え方を大きく変える必要が生じている。このような状況を踏まえ、10年後のめざすべき目標である「まちの将来像」及びこの達成に向けた「まちづくりの基本理念」を新たに設定するとともに、本町を取り巻く課題を住民と行政の協働及び役割分担を通じて解決し、暮らしのさらなる向上をめざすため、住民と行政の共通の指針となる「三宅町総合計画」を策定した。

②計画の目的と役割

計画は、平成28年3月に制定した「三宅町総合計画策定条例」に基づき、本町のまちづくりの最上位計画として、総合的かつ計画的な町政運営を推進するために策定したものである。また、住民や地域、団体、企業においては、本計画を共通の目標として、町政に対する理解や協力、積極的な参画を期待するとともに、国や県には、計画の実現に向けた支援と協力を要請するものである。

③計画の目標年次

計画は、町がめざす「まちづくりの基本理念」並びに「まちの将来像」を示す基本構想と、構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示す基本計画の2部構成とし、平成30年度から平成39年度（令和9年度）までの10年間を計画期間とする。また、時代潮流の変化に合わせて柔軟に見直しを行うものとする。

◎三宅町総合計画において、環境保全に関する記述は以下のとおりである。

●第Ⅰ部第Ⅲ章「社会潮流」-「4 環境に配慮した社会」

社会経済活動による環境負荷などにより、恵み豊かな自然環境が損なわれるおそれが生じており、自然環境の保護・保全に向けた河川の環境改善等について、行政と住民が協働して活動を行うことが求められています。また、環境負荷の少ない持続可能な経済社会をめざし、リデュース、リユース、リサイクルなどを推進し、環境に優しい循環型社会への転換が必要です。さらに、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが排出されることによる地球温暖化が進行しており、低炭素型の都市・地域構造や社会経済システムの形成が求められています。このような環境問題に対応するためには、社会経済活動のあらゆる局面で環境への負荷を低減していく必要があり、環境問題への配慮が企業・団体の取り組みとして不可欠な要素となっています。

●第Ⅲ部第Ⅴ章「日々の暮らしに「潤いを」～安心・安全、生活基盤～」

-「6 環境と調和した暮らしを推進する」

【現状と課題】

住民の環境に対する意識が高まりをみせている中、本町では限りある資源を有効に活用する資源循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化及びリサイクルの推進、廃棄物の適正な処理、再資源化に取り組んできましたが、ごみ処理の広域化に伴い、分別区分及び排出方法が変更となることから、住民への情報提供や分別指導、周知の徹底を行うことにより、分別排出マナーの向上を図る必要があります。また、環境と調和した暮らしをさらに進めるため、環境への負荷抑制や環境保全などの活動を全町的に進める必要があります。

【施策の展開】

① 環境衛生の充実

資源循環型社会の形成に向けて、ごみの減量・資源化を着実に進めるとともに、住民や地域、行政などが一体となった取り組みを広げ、ごみの減量化を推進します。

○新ごみ処理施設の稼働に伴う分別区分の変更や排出方法の変更等について、住民への情報提供や分別指導等の周知徹底を行い、分別排出マナーの向上を図ります。

○墓地については、引き続き適正な維持管理に努めます。

○ペット類（犬・猫など）の適正飼育を啓発するため、飼い主への正しい飼い方やしつけを指導するとともに、県の施策による取り組みと連携・協働し、動物愛護活動の啓発に努めます。また、関係団体と連携して犬の登録や狂犬病予防注射の徹底を図ります。

② 環境の保全

広報誌、ホームページ等を活用した啓発を継続的に行い、環境保全意識の高揚を図ります。

○美化活動を継続的に行い、環境と調和した暮らしを推進するとともに、国や県の施策による取り組みと連携し、地域の環境美化活動の促進を図ります。

○水質汚濁、大気汚染などの公害に対し、国や県、関係市町村と連携して未然防止を図ります。

○環境への負荷を減らすための取り組みとして、住民が身近にできる省資源・省エネルギーへの取

り組みの普及促進や啓発を行い、地球温暖化防止対策を推進します。

○不法投棄を未然に防止するため、パトロールの強化や不法投棄されやすい場所の把握に努めるとともに、関係機関と連携した不法投棄者に 関する対策を推進します。また、空き地の雑草繁茂や野焼きについても個別指導を行うなど、防止対策に努めます。

【重点取り組み】

新ごみ処理施設の稼働に伴う分別区分の変更や排出方法の変更 等について、住民への情報提供や分別指導等の周知徹底を行い、住民や地域、行政が一体となって、資源循環型社会の形成に向け、ごみの減量・資源化を推進します。

【住民と行政の役割分担】

<住民>

- ごみの減量・資源化やその他適正な処理に関する町の施策に協力します。

<行政>

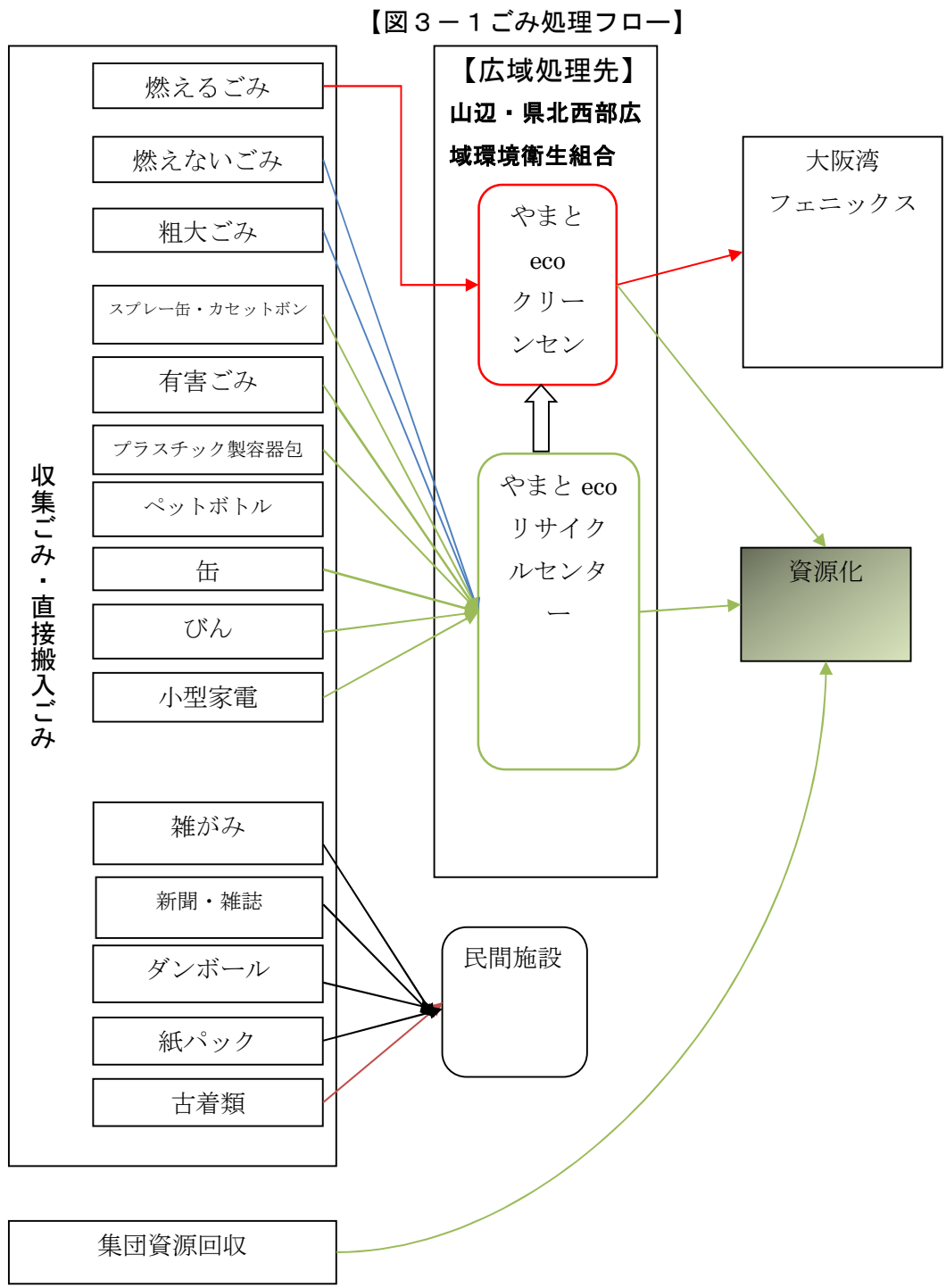
- ごみに関する意識の向上を図るため、住民に対する情報発信、啓発活動の充実に努めます。

第3章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の実績

(1) ごみ処理フロー

本町のごみ処理フローは図3-1のとおりである。



(2) ごみ処理主体

本町のごみ処理主体を表3-1に示す。

【表3-1 ごみ処理主体】

区分		収集運搬	中間処理	最終処分	
収集 ごみ・ 直接 搬入 ごみ	燃えるごみ	直営／自己搬入(許可業者)	やまとecoクリーンセンター	やまとecoクリーンセンター	
	燃えないごみ	直営／自己搬入(許可業者)	やまとecoリサイクルセンター	やまとecoリサイクルセンター	
	粗大ごみ	直営／自己搬入(許可業者)			
	資源 ごみ	スプレー缶・カセットボンベ			直営／自己搬入(許可業者)
		有害ごみ			直営／自己搬入(許可業者)
		プラスチック製容器包装			直営／自己搬入(許可業者)
		ペットボトル			直営／自己搬入(許可業者)
		缶			直営／自己搬入(許可業者)
		びん			直営／自己搬入(許可業者)
		小型家電			直営／自己搬入(許可業者)
		雑がみ			直営
		新聞・雑誌	直営		
		ダンボール	直営		
	紙パック	直営			
古着類	直営	民間施設	民間施設		

※やまとecoクリーンセンター、やまとecoリサイクルセンターの最終処分された後の処理残渣については、大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分を行っている。

(3) ごみ排出量の実績

過去5年間の実績を表3-2・3-3に示す。

【表3-2 三宅町排出量実績】

年度	年間排出量(単位:t)													年間計
	燃えるごみ	燃えないごみ	資源											
			プラスチック製 容器包装	飲料缶 ・びん	新聞・雑誌	段ボール	ペットボトル	古着・紙 パック	小型家電	有害ごみ	雑紙	スプレー缶		
令和元年度	1,577	111	36	40	4	4	7	5	12	2	5	-	1,803	
令和2年度	1,554	126	37	41	4	4	8	7	16	2	6	2	1,807	
令和3年度	1,501	112	39	39	5	3	9	7	17	2	6	2	1,742	
令和4年度	1,422	101	36	32	2	2	9	7	14	2	7	2	1,636	
令和5年度	1,362	112	33	28	1	2	10	7	12	2	6	1	1,576	

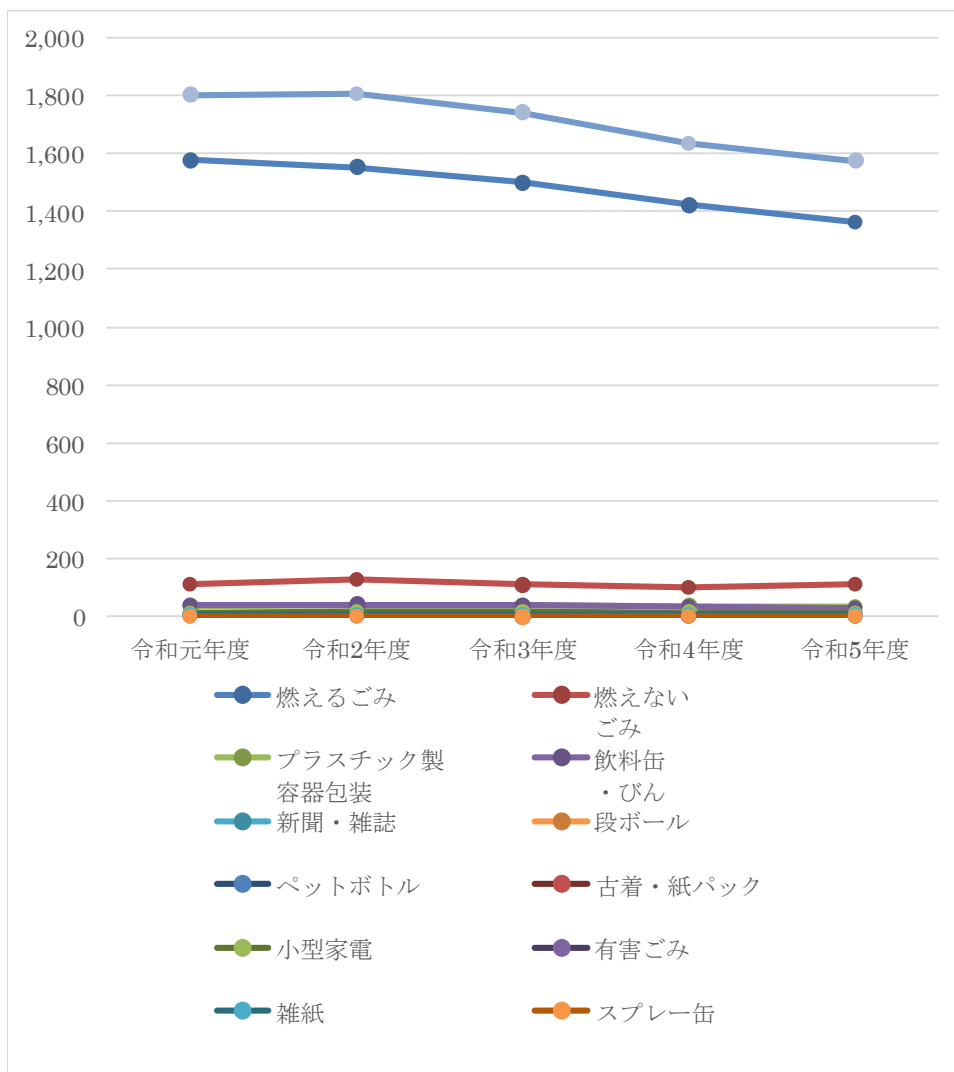
※燃えないごみに粗大ごみを含む

※数値欄(-)は、分別なし

※天理市へ処理委託を行っていた際の実績値であり、現行の分別区分と一致しない。

※年間計については、端数処理の関係上、廃棄物処理実態調査の数値と一致しない。

【表 3-3 三宅町排出実績グラフ】

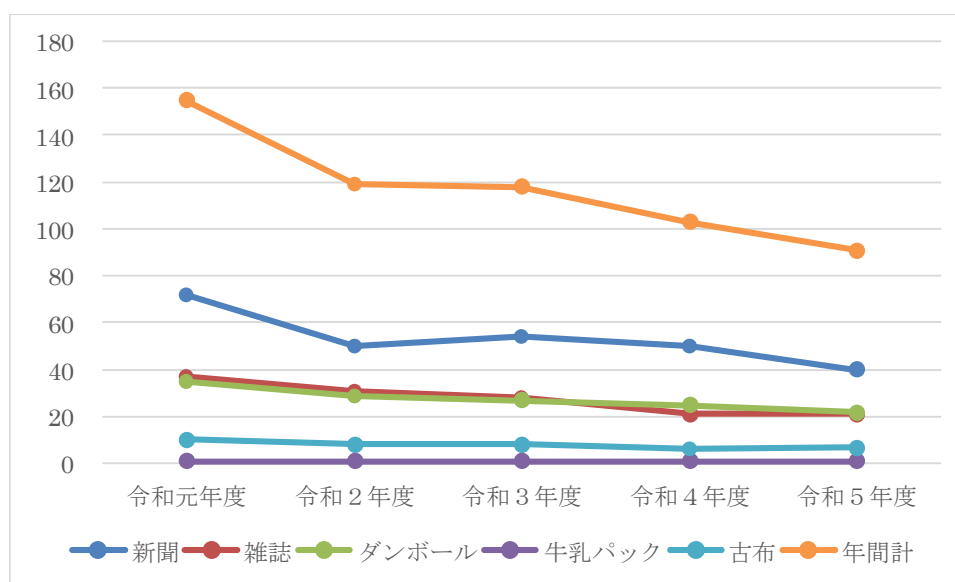


過去5年間の集団資源回収量を表3-4・3-5に示す。

【表3-4 集団資源回収量】

年度	回収量(t)					
	新聞	雑誌	ダンボール	牛乳パック	古布	年間計
令和元年度	72	37	35	1	10	155
令和2年度	50	31	29	1	8	119
令和3年度	54	28	27	1	8	118
令和4年度	50	21	25	1	6	103
令和5年度	40	21	22	1	7	91

【表3-5 集団資源回収量グラフ】



2. ごみ処理体制の現状

(1) ごみ排出抑制の状況

本町では、平成19年10月から家庭系ごみ有料制を導入し、平成20年4月には粗大ごみの有料制も実施している。

なお、令和7年4月からは、資源としての排出を促進するため、家庭系ごみ有料制の一部の見直しを行い、燃えるごみと燃えないごみは有料の指定袋での排出、資源については、有料の指定袋での収集から透明又は半透明の45L以下の市販袋での排出に変更とした。

(2) ごみの分別区分

本町では、収集対象となるごみの分別区分を表3-7に示す。

【表3-7 ごみの分別区分】

区分		種類	
収集 ごみ	燃えるごみ	生ごみ、紙おむつ、生理用品、ぬいぐるみ、プラスチック製のおもちゃ、CD、くつ・はきものなど	
		燃えないごみ	塗料の缶、食用油のびん、ガラス容器、せとものなどの陶器類、なべ、やかんなど
		粗大ごみ	カーペット、家具、自転車、干し竿、袋に入らない大きな物など
	資源	スプレー缶・カセットボンベ	カセットコンロ用のガスボンベ、ヘアスプレーなど
		有害ごみ	蛍光灯、体温計、鏡、電池など
		プラスチック製容器包装	弁当容器、カップ麺の容器、卵のパック、惣菜のトレー、レジ袋、洗剤・シャンプー・リンスの容器、発泡スチロール
		ペットボトル	ミネラルウォーター・ジュース類のペットボトル
		缶	ジュース・酒類の缶、缶詰のカン
		びん	酒類のびん、化粧品びん、家庭用常備薬のびんなど
		雑がみ	お菓子の箱、ティッシュの箱など
		小型家電	電子機器類、携帯電話、ゲーム機、扇風機、炊飯器など
		新聞・雑誌	新聞紙・チラシ、雑誌類
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	牛乳パックなどの紙パック
古着類	ワイシャツ、スーツ、ジーンズ、セーターなど		

(3) 収集回数等

本町の収集回数等を表3-8に示す。

【表3-8 収集回数と収集方法】

区分	排出方法	収集回数	収集方法
燃えるごみ	指定袋	週2回	ステーション
燃えないごみ	指定袋	月1回	ステーション
粗大ごみ	処理券を貼付	予約制	戸別収集
スプレー缶・カセットボンベ	市販の透明・半透明の袋	3ヶ月に1回	ステーション
有害ごみ	市販の透明・半透明の袋	3ヶ月に1回	ステーション
プラスチック製容器包装	市販の透明・半透明の袋	月2回	ステーション
ペットボトル	市販の透明・半透明の袋	月1回	ステーション
缶	市販の透明・半透明の袋	月1回	ステーション
びん	市販の透明・半透明の袋	月1回	ステーション
雑がみ	市販の透明・半透明の袋かひもで十時にしばって出す	月1回	ステーション
小型家電	市販の透明・半透明の袋	月1回	ステーション
新聞・雑誌	市販の透明・半透明の袋かひもで十時にしばって出す	月1回	ステーション
ダンボール	市販の透明・半透明の袋かひもで十時にしばって出す	月1回	ステーション
紙パック	市販の透明・半透明の袋かひもで十時にしばって出す	3ヶ月に1回	ステーション
古着類	市販の透明・半透明の袋	月1回	ステーション
一時多量ごみ	-	-	持ち込み

(4) 収集運搬車輛

本町の収集運搬車輛の保有状況を表3-9に示す。

【表3-9 収集運搬車輛】

車種	級	台数
パッカー車	3トン	1
パッカー車	2トン	2
ダンプ車	2トン	2
軽トラック	350kg	2

パッカー車とはごみを圧縮して積み込むごみの収集専用車両である。

3. 中間処理体制

本町が収集運搬した紙類と古着以外のごみと資源は、広域処理を行っている広域組合の処理施設にて中間処理を行っている。

なお、紙類と古着については、民間施設にて中間処理を行っている。

エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）

名称	やまとecoクリーンセンター
所在地	天理市岩屋町459番2
処理能力	284t/日（142t/日×2炉）
処理方式	ストーカ式焼却炉
主要設備	受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し設備、給水設備、排水処理設備、電気設備、計装設備

マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設、資源化施設）

名称	やまとecoリサイクルセンター
所在地	天理市樺本町3246番1
処理能力	<p>【処理】不燃ごみ: 9. 1t/日 粗大ごみ: 4. 6t/日 プラスチック製容器包装: 4. 1t/日 ペットボトル: 1. 3t/日 びん: 3. 0t/日 缶: 1. 4t/日</p> <p>【貯留】紙類: 38. 7m³/日 古着: 2. 3m³/日 小型家電: 4. 7m³/日 有害ごみ: 0. 1m³/日</p>
処理方式	回転破碎方式、選別、圧縮、貯留
主要設備	受入供給設備、破碎・圧縮設備、選別設備、搬送設備、貯留・搬出設備、集じん設備等

4. 最終処分体制

やまとecoクリーンセンター、やまとecoリサイクルセンターの中間処理及び最終処理された後の処理残渣については、大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分を行っている。

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター
搬入場所	堺基地 大阪府堺市築港新町4丁4番
処分場	神戸沖処分場 兵庫県神戸市東灘区向洋町地先
埋立容量・面積	88ha・15,000,000m ³
処分場	大阪沖処分場 大阪府大阪市此花区北港緑地地先
埋立容量・面積	95ha・14,000,000m ³

5. ごみ処理経費

本町の過去5年間のごみ処理経費を表3-10に示す。

【表3-10 ごみ処理経費】

(単位：千円)

歳出			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
	調査費		0	0	0	0	0	
	(組合分担金)		0	0	0	6,740	87,168	
	小計		0	0	0	6,740	87,168	
		分担金除く	0	0	0	0	0	
処理及び維持管理費	人件費	一般職	10,589	11,948	10,724	16,028	16,314	
		技能職	収集運搬	28,613	28,437	28,631	29,439	30,921
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	2,374	3,370	3,445	4,042	4,417	
		中間処理費	0	0	0	0	0	
		最終処分費	0	0	0	0	0	
	車両等購入費		0	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費	0	0	0	0	0	
		中間処理費	27,617	32,098	27,372	24,846	28,092	
		最終処分費	6,142	8,245	6,455	9,173	14,057	
		その他	0	0	0	0	0	
	(組合分担金)		7,787	6,868	7,354	7,270	5,169	
	調査研究費		0	0	0	0	0	
小計		83,122	90,966	83,981	90,798	98,970		
		分担金除く	75,335	84,098	76,627	83,528	93,801	
その他		9,465	0	7,579	8,739	8,966		
合計		92,587	90,966	91,560	106,277	195,104		
		分担金除く	84,800	84,098	84,206	92,267	102,767	

資料：環境省廃棄物処理実態調査・各年度三宅町一般会計決算書

第4章 現状評価と課題・方針

1. ごみ処理の現況

(1) 全国、県、近隣自治体との比較

	年度	人口 (人)	総排出量 (t)	原単位 (g/人日)	リサイクル率 (%)	最終処分率 (%)	ごみ処理経費 (円/人・年)	ごみ処理経費 (円/t・年)
全国	5	125,068,896	38,974,270	851	19.5%	8.1%	16,044	51,486
	3	126,068,422	40,952,585	890	19.9%	8.4%	14,772	45,475
	元	127,156,017	42,747,439	919	19.6%	8.9%	19,021	56,580
奈良県	5	1,315,982	405,074	841	15.7%	11.0%	18,957	61,587
	3	1,336,428	430,693	883	15.8%	11.3%	17,819	55,291
	元	1,354,624	448,835	905	16.2%	11.8%	16,741	50,525
天理市	5	61,453	20,279	902	12.7%	11.2%	16,059	48,666
	3	63,369	22,045	953	10.8%	13.7%	14,781	42,488
	元	65,078	23,525	988	10.6%	13.9%	12,424	34,368
山添村	5	3,143	839	729	14.4%	12.4%	12,057	45,168
	3	3,324	959	790	13.4%	13.1%	10,482	36,331
	元	3,498	825	644	17.8%	12.6%	9,080	38,499
川西町	5	8,145	2,408	808	13.5%	10.6%	13,094	44,289
	3	8,398	2,547	831	14.0%	13.0%	11,184	36,877
	元	8,610	2,718	863	14.6%	13.1%	11,740	37,190
田原本町	5	31,464	9,667	839	7.9%	16.7%	18,429	59,983
	3	31,716	10,964	947	7.6%	16.8%	18,007	52,089
	元	31,886	11,783	1,139	8.7%	13.3%	14,735	39,874
三宅町	5	6,548	1,661	693	13.4%	10.7%	15,115	59,585
	3	6,682	1,855	761	14.5%	12.9%	12,568	45,273
	元	6,848	1,959	782	15.8%	13.0%	12,138	42,431

令和5年度環境省実態調査の実績（最新）から隔年で過去2年度分実績で比較

(2) 課題の整理

①排出抑制

本町の原単位（1人1日当たり排出量）は、全国値・奈良県値に比して少なく、ごみの広域処理を行なっている山添村と同等、天理市、川西町よりやや少ない状況にある。

国においては、循環型社会形成推進基本計画が平成20年3月に策定され、その後、令和6年5月には第五次計画を策定し、一般廃棄物の減量化として令和12年度目標の家庭系ごみの原単位を1日一人あたりのごみ焼却量を580gにするとの取り組み指標となっている。

また、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「減量基本方針」という）。が令和7年2月に変更され、令和12年度において原単位を478g（令和4年度比4%減）にするとの目標量を示している。

本町の令和5年度における原単位は693g/人・日であるので、いずれの数値も達成していないため、達成が可能となるよう、排出抑制に努めていくものとする。

県においては、奈良県廃棄物処理計画（第5次計画）が令和5年3月に策定され、令和9年度において原単位を821 g/人・日との目標が示されている。

②資源化

本町のリサイクル率（廃棄物からの資源回収率）は、全国値を下回っており、川西町値とほぼ同等、奈良県、山添村より低く、天理市より高い状況にある。

減量基本方針では、令和12年度においてリサイクル率を26%とする目標が示されているが、本町のリサイクル率の令和元～5年度の実績は13.4～15.8%で推移している。

また、奈良県廃棄物処理計画（第5次計画）においては、令和9年度においてリサイクル率19.3%が目標とされているところである。

本町のリサイクル率は県平均より下回り、全国的レベルでは低い水準にあることから、目標値達成のためには、ごみ排出量の抑制を図るとともに、さらなる分別の徹底を行っていく必要がある。

また、現況ではプラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品は燃えるごみとして処理をしている。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行を踏まえ、今後の課題として、広域組合の方針にもよるが、資源化に取り組んでいかなければならない。

③収集・運搬

現状の収集・運搬方法について問題は生じていない。

しかし、収集・運搬はごみ処理行政において重要な住民との接点と位置づけられるものであり、住民サービスと収集・運搬効率のバランスに配慮し、分別収集の進展、少子高齢化による人口減少等にあわせて、収集方法の見直し、新たな住民サービスなど、施策の検討をしていく必要がある。

④中間処理・最終処分

本町は、ごみ処理施設を所有していないため、中間処理・最終処分についてすべて広域組合で広域処理をしている。

よって、山辺・県北西部広域環境衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成28年12月）における中間処理・最終処分に関する基本方針に従うものとする。

⑤ごみ処理経費

本町の人口一人当たり年間処理経費は全国値・奈良県値を下回っており、近隣自治体とも均衡している。

今後も経費削減に努め、住民サービスの維持向上も図っていくことが重要である。

第5章 ごみ処理基本計画

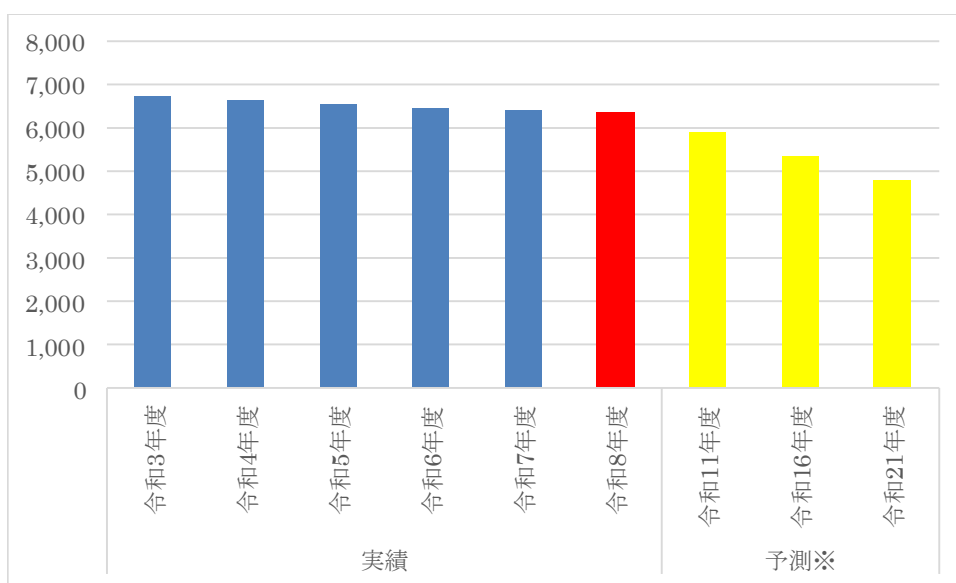
1. 予測

(1) 将来人口の予測

過去5年間の実績と将来を予測した本町の人口を表5-1に示す。

【表5-1 将来人口予測】

年度		総人口
実績	令和3年度	6,740
	令和4年度	6,637
	令和5年度	6,557
	令和6年度	6,461
	令和7年度	6,397
現年度	令和8年度	6,372
予測※	令和11年度	5,893
	令和16年度	5,330
	令和21年度	4,768



令和3年度～21年度は住民基本台帳（4月1日現在）による

※令和11年度～21年度は三宅町人口ビジョン（令和3年3月改訂）における人口予測の数値を使用

2. 目標値の設定

(1) 予測値

本町のごみ排出量の予測を表5-2に示す。

【表5-2 排出量予測】

項目		実績値※	予測値※			備考	
		令和5年度	令和7年度	令和9年度	令和17年度		
人口		6,548	6,397	5,893	5,330		
収集ごみ・直接搬入ごみ（家庭・事業）	原単位（g／人・日）	燃えるごみ	569	583	493	431	
		削減率（各年度比）	-	1.02	0.85	0.87	
		削減率（5年度比）	-	-2.5%	13.4%	24.3%	
		燃えないごみ	46	43	41	38	粗大ごみを含む
		削減率（各年度比）	-	0.94	0.95	0.93	
		削減率（5年度比）	-	6.5%	10.9%	17.4%	
		資源					
		スプレー缶・カセットボンベ	1	1	1	1	
		有害ごみ	1	1	1	1	
		プラスチック製容器包装	14	12	13	12	
	ペットボトル	4	4	4	4		
	缶	3	2	1	2		
	びん	8	7	7	8		
	雑がみ	2	2	2	3		
	小型家電	5	4	4	4		
	新聞・雑誌	1	2	2	3		
	ダンボール	1	1	1	1		
	紙パック	1	1	1	1		
	古着類	2	2	2	2		
	集団資源回収	35	29	30	27		
計（集団資源回収を除く）	658	665	573	511			
計（集団資源回収を含む）	693	694	603	538			
収集ごみ・直接搬入ごみ（家庭・事業）	排出量（t）	燃えるごみ	1,362	1,363	1,062	840	
		削減率（各年度比）	-	1.00	0.78	0.79	
		削減率（5年度比）	-	-0.1%	22.0%	38.3%	
		燃えないごみ	110	101	89	74	粗大ごみを含む
		削減率（各年度比）	-	0.918	0.881	0.83	
		削減率（5年度比）	-	8.2%	19.1%	32.7%	
		資源					
		スプレー缶・カセットボンベ	1	1	1	1	
		有害ごみ	1	2	1	1	
		プラスチック製容器包装	34	29	28	25	
	ペットボトル	10	10	9	9		
	缶	8	5	4	4		
	びん	20	18	17	17		
	雑がみ	6	6	6	6		
	小型家電	12	10	9	9		
	新聞・雑誌	1	6	6	6		
	ダンボール	2	3	3	3		
	紙パック	1	1	1	1		
	古着類	7	5	5	5		
	集団資源回収	86	69	66	53		
計（集団資源回収を除く）	1,575	1,560	1,222	982			
計（集団資源回収を含む）	1,661	1,629	1,288	1,035			

※令和7～17年度は三宅町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成27～37年度）における数値に合わせて再編（実績値を令和5年度に置き換え）。令和7年はごみ搬入量が確定していないため、予測値としている。令和9・17年度の人口予測値は参照できる数値がないため、それぞれ直近の推計値である令和11・16年度の数値を予測値としている。

(2) 目標値

令和17年度

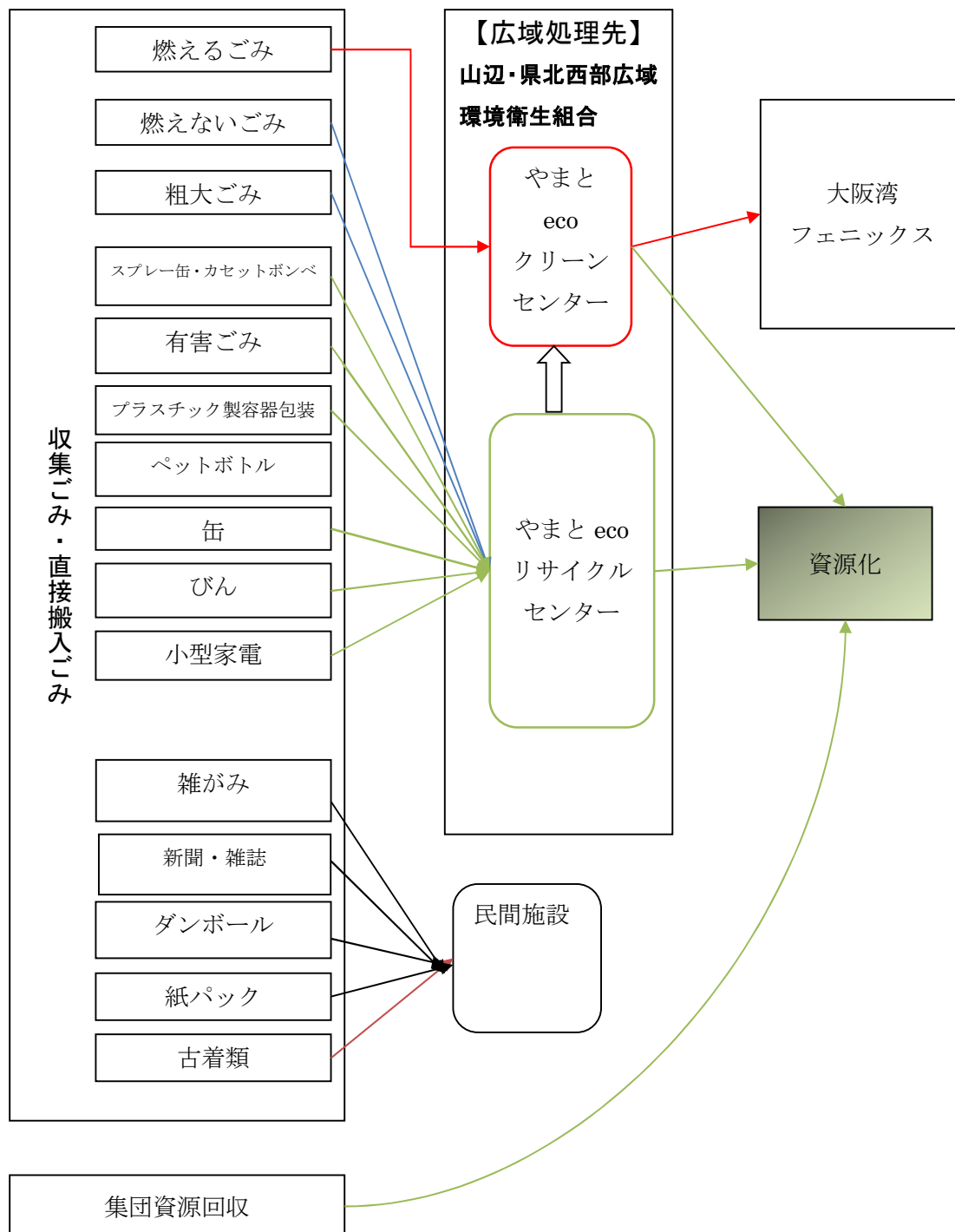
1. ごみ総排出量原単位550g以下、ごみ総排出量1,100t以下を目標に、ごみの減量・発生抑制に努める。
2. リサイクル率25%以上を目指し分別の徹底、ごみの減量・発生抑制に努める。
3. 最終処分量を25%以上削減する。

なお、広域組合での広域処理が続くものとして計画をしていることから、広域組合の処理計画の見直しなどにより目標値の修正が必要となった場合は、本町の目標にとどまることなく広域的な目標値も視野において、見直しを行なうこととする。

3. ごみ処理フロー

本町の計画目標年次（令和17年度）のごみ処理フローを図5-1に示す。

【図5-1 ごみ処理フロー】



4. ごみ処理主体

本町の計画目標年次（令和17年度）におけるごみ処理主体を表5-3に示す。

【表5-3 ごみ処理主体】

区分		収集運搬	中間処理	最終処分	
収集 ごみ・ 直接搬入 ごみ	燃えるごみ	直営／自己搬入(許可業者)	やまとecoクリーンセンター	やまとecoクリーンセンター	
	燃えないごみ	直営／自己搬入(許可業者)			
	粗大ごみ	直営／自己搬入(許可業者)			
	資源 ごみ	スプレー缶・カセットボンベ	直営／自己搬入(許可業者)	やまとecoリサイクルセンター	やまとecoリサイクルセンター
		有害ごみ	直営／自己搬入(許可業者)		
		プラスチック製容器包装	直営／自己搬入(許可業者)		
		ペットボトル	直営／自己搬入(許可業者)		
		缶	直営／自己搬入(許可業者)		
		びん	直営／自己搬入(許可業者)		
		小型家電	直営／自己搬入(許可業者)		
		雑がみ	直営	民間施設	民間施設
		新聞・雑誌	直営		
		ダンボール	直営		
	紙パック	直営			
古着類	直営				

5. 処理計画

(1) 収集・運搬体制

①収集区域の範囲：三宅町全域

②分別区分について

広域組合の構成市町村と比較的同様の分別区分となるよう調整を図っている。

収集対象物を表5-4に示す。

【表5-4 収集対象物】

区分		種類	
収集 ごみ	燃えるごみ	生ごみ、紙おむつ、生理用品、ぬいぐるみ、プラスチック製のおもちゃ、CD、くつ・はきものなど	
	燃えないごみ	塗料の缶、食用油のびん、ガラス容器、せとものなどの陶器類、なべ、やかんなど	
	粗大ごみ	カーペット、家具、自転車、干し竿、袋に入らない大きな物など	
	資源 ごみ	スプレー缶・カセットボンベ	カセットコンロ用のガスボンベ、ヘアスプレーなど
		有害ごみ	蛍光灯、体温計、鏡、電池など
		プラスチック製容器包装	弁当容器、カップ麺の容器、卵のパック、惣菜のトレイ、レジ袋、洗剤・シャンプー・リンスの容器、発泡スチロール
		ペットボトル	ミネラルウォーター・ジュース類のペットボトル
		缶	ジュース・酒類の缶、缶詰のカン
		びん	酒類のびん、化粧品類のびん、家庭用常備薬のびんなど
		雑がみ	お菓子の箱、ティッシュの箱など
		小型家電	電子機器類、携帯電話、ゲーム機、扇風機、炊飯器など
		新聞・雑誌	新聞紙・チラシ、雑誌類
		ダンボール	ダンボール
	紙パック	牛乳パックなどの紙パック	
古着類	ワイシャツ、スーツ、ジーンズ、セーターなど		

③収集回数

本町では現在、粗大ごみ以外の収集はステーション方式にて収集を行なっている。
粗大ごみは、電話での回収申込制（リクエスト）とし、戸別収集を行なっている。
本町の収集運搬体制を表5-5に示す。

【表5-5 収集回数】

区分	排出方法	収集回数	収集方法
燃えるごみ	指定袋	週2回	ステーション
燃えないごみ	指定袋	月1回	ステーション
粗大ごみ	処理券を貼付	予約制	戸別収集
スプレー缶・カセットボンベ	市販の透明・半透明の袋	3ヶ月に1回	ステーション
有害ごみ	市販の透明・半透明の袋	3ヶ月に1回	ステーション
プラスチック製容器包装	市販の透明・半透明の袋	月2回	ステーション
ペットボトル	市販の透明・半透明の袋	月1回	ステーション
缶	市販の透明・半透明の袋	月1回	ステーション
びん	市販の透明・半透明の袋	月1回	ステーション
雑がみ	市販の透明・半透明の袋かひもで十時にしばって出す	月1回	ステーション
小型家電	市販の透明・半透明の袋	月1回	ステーション
新聞・雑誌	市販の透明・半透明の袋かひもで十時にしばって出す	月1回	ステーション
ダンボール	市販の透明・半透明の袋かひもで十時にしばって出す	月1回	ステーション
紙パック	市販の透明・半透明の袋かひもで十時にしばって出す	3ヶ月に1回	ステーション
古着類	市販の透明・半透明の袋	月1回	ステーション
一時多量ごみ	-	-	持ち込み

(2) 中間処理計画

①燃えるごみ・・・やまと eco クリーンセンターで広域処理

②燃えないごみ（粗大・有害ごみを含む）

・・・やまと eco リサイクルセンターで広域処理

③資源ごみ

（プラスチック製容器包装・ペットボトル・飲料缶・びん・小型家電・有害ごみ）

・・・やまと eco リサイクルセンターで広域処理

④資源ごみ（新聞・雑誌・ダンボール・古着）

・・・民間施設で処理

なお、三宅町一般廃棄物処理基本計画における計画目標年度（令和17年度）の中間処理方法を表5-8に示す。

【表 5 - 6 中間処理の方法】

		区分	処理方法	処理施設
家庭系ごみ	資源	燃えるごみ	焼却	やまとecoクリーンセンター
		燃えないごみ	破碎・選別	やまとecoリサイクルセンター
		粗大ごみ	破碎・選別	やまとecoリサイクルセンター
		スプレー缶・カセットボンベ	選別・貯留	やまとecoリサイクルセンター
		有害ごみ	選別・貯留	やまとecoリサイクルセンター
		プラスチック製容器包装	選別・圧縮	やまとecoリサイクルセンター
		ペットボトル	選別・圧縮	やまとecoリサイクルセンター
		缶	選別・圧縮	やまとecoリサイクルセンター
		びん	選別・貯留	やまとecoリサイクルセンター
		雑がみ	選別・貯留	民間施設
		小型家電	選別・貯留	やまとecoリサイクルセンター
		新聞・雑誌	選別・貯留	民間施設
		ダンボール	選別・貯留	民間施設
		紙パック	選別・貯留	民間施設
古着類	選別・貯留	民間施設		
事業系ごみ	資源	燃やせるごみ	焼却	やまとecoクリーンセンター
		燃やせないごみ	破碎・選別	やまとecoリサイクルセンター
		粗大ごみ	破碎・選別	やまとecoリサイクルセンター
		スプレー缶・カセットボンベ	選別・貯留	やまとecoリサイクルセンター
		有害ごみ	選別・貯留	やまとecoリサイクルセンター
		プラスチック製容器包装	選別・圧縮	やまとecoリサイクルセンター
		ペットボトル	選別・圧縮	やまとecoリサイクルセンター
		缶	選別・圧縮	やまとecoリサイクルセンター
		びん	選別・貯留	やまとecoリサイクルセンター
		小型家電	選別・貯留	やまとecoリサイクルセンター

(3) 最終処分計画

- ①燃えるごみ・・・やまと eco クリーンセンターで広域処理
- ②燃えないごみ (粗大ごみを含む)
 - ・・・やまと eco リサイクルセンターで広域処理
- ③資源ごみ
 - (プラスチック製容器包装・ペットボトル・飲料缶・びん・小型家電・有害ごみ)
 - ・・・やまと eco リサイクルセンターで広域処理
- ④資源ごみ (新聞・雑誌・ダンボール・古着)
 - ・・・民間施設で処理

残渣の処分方式：埋立処分

最終処分場

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター
搬入場所	堺基地 大阪府堺市築港新町4丁4番
処分場	神戸沖処分場 兵庫県神戸市東灘区向洋町地先
埋立容量・面積	88ha・15,000,000m ³
処分場	大阪沖処分場 大阪府大阪市此花区北港緑地地先
埋立容量・面積	95ha・14,000,000m ³

6. その他計画

(1) 適正処理困難物の対応

廃棄物処理法第6条の3の規定により、適正な処理が困難な廃棄物については、事業者に対して引き取り等の協力要請を行なうことができる。

また、平成10年に家電リサイクル法が制定され、冷蔵庫・テレビ等の家電製品は、製造業者にリサイクル義務が課せられている。

よって、家電リサイクル法対象品（テレビ、冷蔵・冷凍庫、エアコン、洗濯機・乾燥機）の収集は行なわない。

パソコンについても資源有効利用促進法に基づき同様とする。

(2) 小型家電リサイクル法への対応

平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行され、回収及び資源化を行う体制が構築された。三宅町においても、資源として回収を行うものとする。

(3) プラスチック資源循環法への対応

令和4年4月にプラスチック資源循環法が施行され、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品についても、再商品化できる仕組みが設けられた。現状、広域処理先のやまとecoリサイクルセンターでは対応を行っていないため、燃えるごみとして、やまとecoクリーンセンターにて熱回収（発電）によるサーマルリサイクルを行うこととする。今後、広域組合の対応方針が定まり次第、対応を行うこととする。

(4) 安心・見守り収集について

家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な世帯（高齢者・障害者など）を対象に、戸別訪問を行い、家庭ごみを収集する「安心・見守り収集」を継続して実施する。また、安否確認を希望する方に対しては、収集時に声かけを実施する。

超高齢化社会においては、今後も利用者が増加していくことが考えられることから、家庭ごみを直営で収集しているメリットを生かし、利用人数の増加と多様なニーズに対応できる体制を構築することとする。

(5) 不法投棄対策

①啓発

住民や事業者に、広報誌やホームページなどの機会を通じてごみの適正な処理の仕方について周知徹底を図る。

②監視

不法投棄の防止のためパトロールを実施するとともに、住民の協力が不可欠であり、発見・通報の際は、警察・県環境・景観総合センターへ連携・協力を求める。

③投棄者への対応

不法投棄を行なった者が判明した場合は、投棄した者自身に不法投棄物の撤去・処分を求め、投棄者の調査や処罰については、必要に応じて警察と連携し厳正に対応する。

④他自治体との連携

不法投棄は、河川など行政区域を越えて発生することも考えられ、関係自治体と協力して対応を行なう。

(6) 粗大ごみ等の不適正排出

決められた排出日や排出場所が守られていないといった不適正排出により、資源化や適正処理が阻害されている。また、家電リサイクル法対象品や廃タイヤなど収集できない品が、ステーションに投棄されることが発生している。

警告や注意喚起を行なうと伴に、不適正排出を行なった者、投棄をした者に回収するよう求めるが、判明しない場合は不法投棄物として本町が回収し処分を行なう。

(7) 災害廃棄物

地震や風水害によって発生する災害廃棄物は、瓦礫などの不燃物、家電品、廃材など多種多様であり、一時的に大量に排出されることになる。

三宅町災害廃棄物処理計画（平成30年12月）に従い処理を行うこととする。

なお、災害廃棄物は収集が困難な上、一時保管においても相当な面積の確保が必要であり、その処理は単独の市町村では困難である。

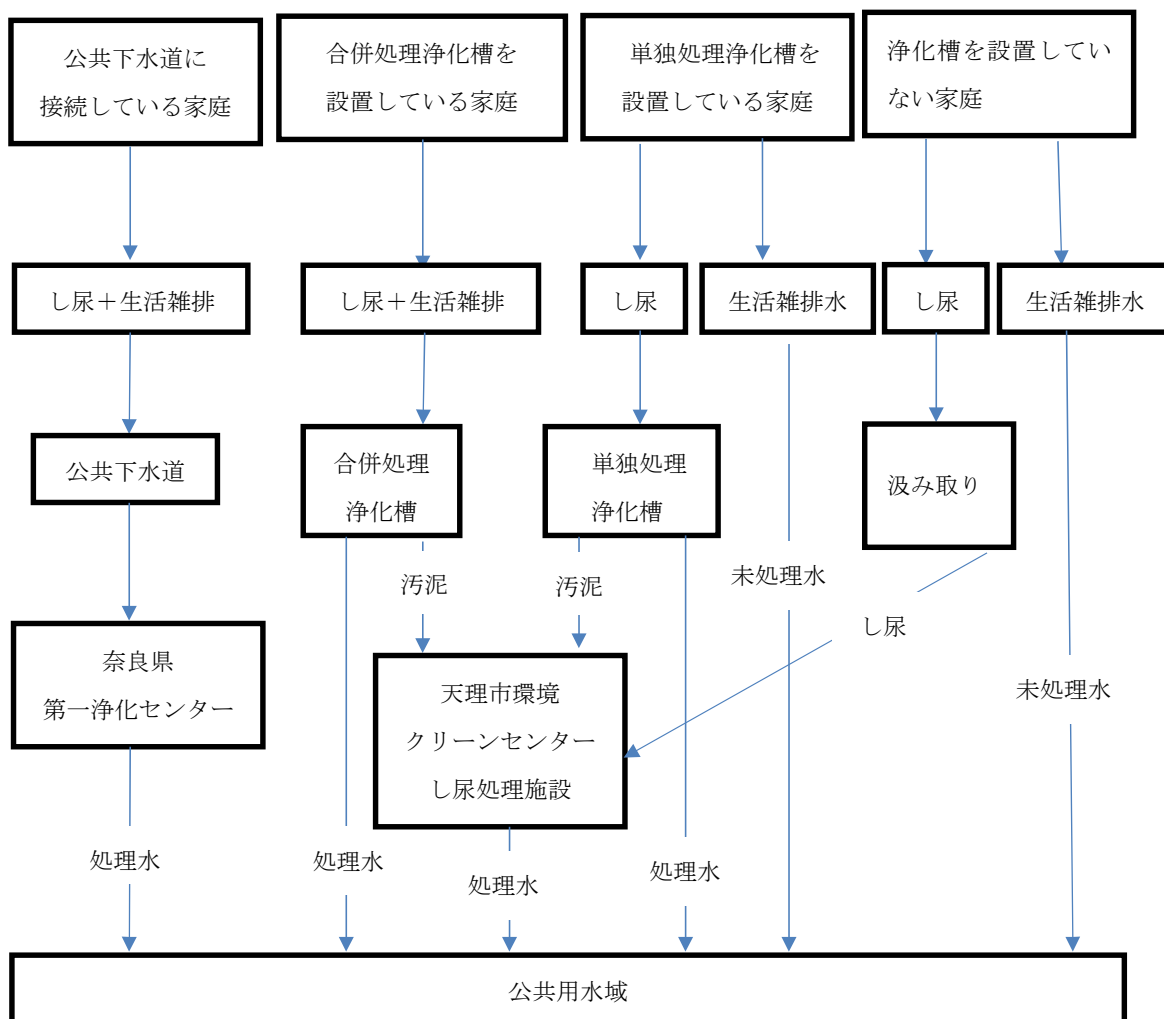
そのため、平成24年8月「奈良県災害廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定書」が県内市町村及び一部事務組合により締結され、災害時のごみ処理に関する広域的な協力体制が図られることになった。

第6章 生活排水処理基本計画

1, 生活排水処理フロー

本町の生活排水処理フロー図は、以下のとおり示す。家庭等から排出されたし尿及び生活雑排水は、公共下水道に接続している家庭では、排出されたし尿と生活雑排水の両方が、下水道を通じて奈良県第一浄化センターまに運ばれて処理される。合併処理浄化槽を設置している家庭では、し尿と生活雑排水の両方が浄化槽で処理され、処理後の浄化槽汚泥は天理市のし尿処理施設（天理市環境クリーンセンター）で処理される。単独処理浄化槽を設置している家庭では、し尿は浄化槽で処理され、処理後の浄化槽汚泥は天理市環境クリーンセンター処理されますが、生活雑排水については未処理のまま公共用水域に排出される。浄化槽を設置していない家庭については、し尿は汲み取りで収集され、天理市環境クリーンセンターで処理され、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出される。

【表6-1 生活排水処理フロー図】



2, 公共下水道の整備状況

本町の下水道は、大和川上流・宇陀川流域下水道第一処理区の関連公共下水道として整備が進められてきました。第一処理区の計画概要は以下の表のとおりである。

【表6-2 大和川上流・宇陀川流域下水道第一処理区の計画概要】

項目	概要
処理区名	大和川上流・宇陀川流域下水道第一処理区
処理場名	第一浄化センター
所在地	大和郡山市額田部南町
放流先河川	大和川
供用開始	昭和49年6月
行政区域	14市町村（奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町）
計画処理区面積	25,493ha
計画人口	64.9万人
計画汚水量	29.1万m ³ /日
処理方法（水）	標準活性汚泥法（嫌気-無酸素-好気法（A20法））
処理方法（汚泥）	濃縮-消化-脱水-焼却
幹線管渠	96.4km

資料：奈良県の下水道

3, 生活排水処理形態別人口

本町における生活排水処理形態別人口の実績は以下のとおりです。令和5年度の実績では、計画処理区域内人口の6,548人のうち、98.5%の6,451人については下水道接続又は浄化槽を使用しており、生活排水の適正処理がなされています。

【表6-3 生活排水処理形態別人口の実績】

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口		6,848	6,782	6,682	6,627	6,548
	水洗化率	98.4%	98.6%	98.6%	98.5%	98.5%
下水道人口		6,473	6,384	6,307	6,213	6,111
	下水道普及率	94.5%	94.1%	94.4%	93.8%	93.3%
浄化槽人口		265	302	283	317	340
	浄化槽水洗化率	3.9%	4.5%	4.2%	4.8%	5.2%
し尿汲み取り人口		110	96	92	97	97
	非水洗化率	1.6%	1.4%	1.4%	1.5%	1.5%

資料：環境省廃棄物処理実態調査

4, 生活排水処理の基本方針・目標値

生活排水処理の基本方針として、公共下水道が整備された地域については下水道への早期接続を推進するものとします。また、浄化槽については適正な維持管理の必要性について啓発を行い、保守点検・清掃の実施、法定検査の受検率の向上に努めます

水洗化率の目標は、以下のとおり定めます。目標年度の令和17年度の水洗化率を、99.0%と設定する。

5, 収集・運搬計画

本町では、し尿汲み取り業は委託制、浄化槽汚泥処理は許可制をとっており、現在1業者に汲み取りを委託し、1業者に汚泥処理の許可を与えている。今後も現状の体制を継続するものとするが、公共下水道の整備を進めてきた結果、し尿の汲み取り業務を担ってきた委託業者においては、業務量の減少により経営基盤が悪化するという状況が生じている。今後も下水道の普及により、し尿の汲み取り戸数は減少していくものと予想されるが、何らかの事情により汲み取りが必要な家は残ると予想される。し尿等の安定した収集・運搬体制を確保できるよう、検討・対策を実施することとする。

6, 中間処理計画

本町では、収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、事務委託先の天理市環境クリーンセンターし尿処理施設に搬入し処理しており、今後も引き続き天理市環境クリーンセンターし尿処理施設で処理していくものとする。

なお、中間処理の方法として、県及び天理市においては、し尿希釈水の公共下水道への受け入れ処理方式の実施検討がなされている。今後下水道への受け入れ処理方式の実施となった場合は、天理市の方針に従い、処理をすることとする。

【表6-3 し尿処理施設の概要】

項目	概要
施設名称	天理市環境クリーンセンター し尿処理施設
所在地	奈良県天理市嘉幡町180
稼働年月	平成4年
処理能力	57kl/日
処理方式	高負荷

7, その他計画

住民の生活排水に対する意識向上を図るため、これを達成するための方策として、様々な啓発活動を展開する。また、国土交通省、奈良県、大阪府、大和川流域36市町村で構成する「大和川水環境協議会」にも積極的に参画し、流域で連携し、住民の生活排水に対する意識向上を図ることとする。

①環境情報の提供

チラシ等の配布、ホームページの活用などにより、生活排水対策についての情報提供に努める。

②家庭での生活排水対策実践の普及、エコライフの充実

家庭でできる生活排水対策について、台所での水切りネットの普及など、誰にでもできる発生源対策の普及促進により、生活排水対策を推進する。

③浄化槽の維持管理

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、チラシやホームページを通じて、清掃・保守点検・法定検査の実施の啓発を進める。

④下水道への早期接続

公共下水道が整備された地区については、家庭や事業所から生活雑排水を公共用水域に流出させないため、早期に下水道へ接続するよう啓発を行う。